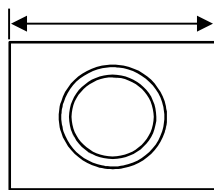
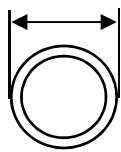


記載要領及び説明書

1. 「許可申請 協議」、「第32条 及び 第35条」と「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2.

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
工事施工者ではなく、占用物件の管理者を記載すること。
4. 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
5. 「占用の目的」は占用物件の用途により占用料金が減免される場合があるので、占用の目的を示すこと。
例「ボックスカルバート」ではなく「排水路」等。
別紙減免基準に該当すると思われる場合は「該当」欄に○
6. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
道路は島根県の管理する道路か、県土整備事務所管内図で確認すること。
7. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
8. 市部と町村部では占用料金が異なるため、数量は市部と町村部に区分して記載すること。
管路の場合、外径を記載すること。
管類を防護構造物により保護する場合の外径は、当該防護構造物の外径とする。



複数の占用物件を申請する場合は、条例別表の区分毎に端数を切り上げて記載すること。

看板類は表示面積を記載する。両面看板の場合は両面の合計面積を記載する。

電柱広告の場合、電柱の占用許可の有無を備考欄に記載する。

複数の占用物件を1件としている場合でその一部を変更しようとするときは、変更する数量のみでなく変更後の数量総括表を作成するなど、わかりやすく記載すること。

9. 「添付書類の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。